

事業名	人件費補正		
所管課	人事課	(総務部)	
事業の目的	最終補正による人件費不用額分減額と、3月末退職予定者に係る退職手当特別負担金を計上した。	区分	区分名
		款	
		項	
		目	
		細目	
根拠条例等			
総合計画			
事業の概要	最終補正による人件費不用額分減額	109,515千円	
	3月末退職予定者に係る退職手当特別負担金 (総務費)	141,000千円	
	3月末退職者18名	差引合計 31,485千円	
	財源の内訳		
	分担金		
	使用料		
	国費		
	県費		
市債			
その他			
一般財源	31,485		
補正額	31,485		
当初予算額			
事業の成果			
事業の目標			
備考			
特定財源の状況			

事業名	財政調整基金積立金	
-----	-----------	--

所管課	財政課 (企画財政部)
-----	-------------

一般会計予算		
区分	区分名	
款	2	総務費
項	1	総務管理費
目	3	財産管理費
細目	1	本庁財産管理費

事業の目的	後年度において財源不足を生じたときの調整財源として、利活用することを目的として基金造成する。
-------	--

根拠条例等	宇陀市財政調整基金条例・地方財政法4条の3
-------	-----------------------

総合計画	
------	--

事業の概要	<p>【予算補正の理由】 上記事由に備えて、基金積立金を50,000千円増額する。</p> <p>9月補正額 + 補正額 = 補正後予算額 300,000千円 + 50,000千円 = 350,000千円</p>
-------	--

財源の内訳	
分担金	
使用料	
国費	
県費	
市債	
その他	
一般財源	50,000
補正額	50,000
当初予算額	0

事業の成果	単位:千円			
	H21年度末	H22年度末	H23年度末見込	
財調	336,866	1,014,935	1,369,252	
減債	6,030	111,706	316,858	
地域	2,122,553	1,791,774	1,480,883	
合計	2,465,449	2,918,415	3,166,993	

特定財源の状況

事業の目標	財政調整基金については、標準財政規模の10%が概ねの目安であり、H23年度末で達成出来ているが、今後とも積極的に基金造成を行う。
-------	--

備考	
----	--

事業名	新基幹系システム導入事業	
-----	--------------	--

所管課	秘書広報情報課 (総務部)
-----	---------------

一般会計予算		
区分	区分名	
款	2	総務費
項	1	総務管理費
目	5	電子計算費
細目	1	本庁電子計算費

事業の目的	<p>本庁及び地域事務所、各出先機関、各学校を高速ネットワークで接続し、事務の効率化を図るとともに、ホームページによる情報提供を行う。</p> <p>また、住民記録システムや税システム等の基幹系システム稼働により、迅速な住民サービスに対応する。</p> <p>情報系システム、基幹系システムの保守委託料や光ファイバ使用料等を計上している。</p>
-------	---

根拠条例等	
-------	--

総合計画	基本計画 第6章 第2節 (1)行政サービスの向上
------	---------------------------

事業の概要	<p>補正予算概要</p> <p>(使用料及び賃借料) 電算機器使用料 14,991千円</p> <p>基幹系電算システムの更新において、新システムの本稼働日を平成24年4月2日と設定したことにより、平成24年1月から3月の間に支出予定の電算システム使用料と新システム構築に要する費用のリース代が減となった。</p> <p>但し、新システム移行前に済ませておく必要のあるシステムの連携、固定資産税の翌年度賦課計算、電算ネットワークの設定については実施している。</p>
-------	--

財源の内訳	
分担金	
使用料	
国費	
県費	
市債	
その他	
一般財源	14,991
補正額	14,991
当初予算額	22,420

事業の成果	<p>新基幹系電算システムの本稼働日を平成24年4月2日と設定したことにより、電算システム移行作業日程を長く確保できた。そのことにより新システム選定のためのプロポーザル協議により、システム提供事業者に競争原理を働かせた。</p>
-------	--

特定財源の状況

事業の目標	<p>平成24年4月2日から本稼働する、新基幹系電算システムへのスムーズな準備作業。</p> <p>新基幹系システムを使い、住民情報を利用した正確かつ迅速な事務処理の実現。</p>
-------	--

備考	
----	--

事業名	コンビニエンスストア収納導入事業	
-----	------------------	--

所管課	税務課 (企画財政部)
-----	-------------

一般会計予算		
区分	区分名	
款	2	総務費
項	2	徴税費
目	2	賦課徴収費
細目	1	本庁賦課徴収費

事業の目的	コンビニエンスストアでの納付を可能にすることにより、市民をはじめ市外・県外の納税者が、市税を納付しやすい環境を整備する。
-------	--

根拠条例等	
総合計画	

事業の概要	<p>減額補正の理由</p> <p>基幹系システム更新が、平成24年4月となったことに伴い、次年度に事業を見送ったため。</p> <p>執行見込額 0千円 当初予算額 1,170千円 補正額(-) 1,170千円</p>
-------	---

財源の内訳	
分担金	
使用料	
国費	
県費	
市債	
その他	
一般財源	1,170
補正額	1,170
当初予算額	1,170

事業の成果	
-------	--

特定財源の状況

事業の目標	納期内納付率と徴収率のアップをめざす。
-------	---------------------

備考	
----	--

事業名	障害者福祉費	
-----	--------	--

所管課	福祉課 (健康福祉部)
-----	-------------

一般会計予算		
区分	区分名	
款	3	民生費
項	1	社会福祉費
目	2	障害者福祉費
細目	1	本庁障害者福祉費

事業の目的	障害者及び障害児が自立した日常生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず市民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。
-------	--

根拠条例等	障害者自立支援法、宇陀市身体障害者サービス事業実施要綱等その他事業実施要綱
-------	---------------------------------------

総合計画	基本計画 第2章第4節 障害のある人が生き生きと暮らせるまち
------	--------------------------------

事業の概要	利用者負担の軽減及び介護者の高齢化等の理由により、福祉サービス及び施設利用を利用する障害者(児)が増加したため扶助費を増額補正する。 身体障害者施設訓練等支援費 1,956千円 知的障害者施設訓練等支援費 5,630千円 短期入所給付費 985千円 児童サービス給付費 1,708千円 居宅介護給付費 5,430千円 共同生活介護給付費 1,660千円 生活介護給付費 25,960千円 自立支援安定化事業 4,720千円
-------	---

財源の内訳	
分担金	
使用料	
国費	22,316
県費	11,158
市債	
その他	
一般財源	11,159
補正額	44,633
当初予算額	425,635

事業の成果	
-------	--

特定財源の状況	
国費(1/2)	22,316千円
自立支援給付費負担金	19,956千円
障害者自立支援特別対策事業補助金	2,360千円
県費(1/4)	11,158千円
自立支援給付費負担金	9,978千円
障害者自立支援特別対策事業補助金	1,180千円

事業の目標	障害のある人ができるだけ自立した生活が送れるように支援し、すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現を目指す。
-------	---

備考	
----	--

事業名	子ども手当	
-----	-------	--

所管課	福祉課	(健康福祉部)
-----	-----	-----------

事業の目的	次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、中学校修了前までの子どもについて支給する。	
	区分	区分名
	款	3 民生費
	項	2 児童福祉費
	目	2 児童措置費
細目	1 本庁児童措置費	

根拠条例等	平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律・平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法
-------	--

総合計画	基本計画 第2章第5節 子育て支援が充実したまち
------	--------------------------

事業の概要	制度の変更(支給額及び負担割合)等による減額補正	財源の内訳																	
	<p>当初予算 3歳未満 月額 20,000円 3歳以上中学校修了前月額 13,000円</p> <p>H23.4.1～H23.9.30 0歳～中学校修了前 一律月額 13,000円</p> <p>H23.10.1～H24.3.31 0歳～3歳未満 月額 15,000円 3歳以上小学校修了前(第1子、第2子) 月額 10,000円 3歳以上小学校修了前(第3子以降) 月額 15,000円 中学校修了前 月額 10,000円</p> <p>補正額 62,500千円</p>	<table border="1"> <tr><td style="background-color: yellow;">分担金</td><td></td></tr> <tr><td style="background-color: yellow;">使用料</td><td></td></tr> <tr><td style="background-color: yellow;">国 費</td><td>75,919</td></tr> <tr><td style="background-color: yellow;">県 費</td><td>1,285</td></tr> <tr><td style="background-color: yellow;">市 債</td><td></td></tr> <tr><td style="background-color: yellow;">その他</td><td></td></tr> <tr><td style="background-color: yellow;">一般財源</td><td>14,704</td></tr> <tr><td style="background-color: yellow;">補正額</td><td>62,500</td></tr> <tr><td style="background-color: yellow;">当初 予算額</td><td>528,024</td></tr> </table>	分担金		使用料		国 費	75,919	県 費	1,285	市 債		その他		一般財源	14,704	補正額	62,500	当初 予算額
分担金																			
使用料																			
国 費	75,919																		
県 費	1,285																		
市 債																			
その他																			
一般財源	14,704																		
補正額	62,500																		
当初 予算額	528,024																		

事業の成果		特定財源の状況
		<p>国費 子ども手当負担金 75,919千円</p> <p>県費 子ども手当負担金 1,285千円</p>

事業の目標	次世代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援する。
備考	

事業名	生活保護支給事務	
-----	----------	--

所管課	厚生保護課 (健康福祉部)
-----	---------------

一般会計予算		
区分	区分名	
款	3	民生費
項	3	生活保護費
目	2	扶助費
細目	1	扶助費

事業の目的	生活保護は資産や能力の活用、扶養義務者の援助、その他あらゆる手立てを講じて、なお生活していくことが困難な方に対し、国の責任において、最低限度の生活を保障すると共に、自立を助長することを目的とする。
-------	--

根拠条例等	生活保護法第19条(第1号法定受託事務)
-------	----------------------

総合計画	基本計画 第2章第6節 心豊かな地域福祉の充実
------	-------------------------

事業の概要	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="4">生活保護業務実施方針及び事業計画に基づき支援を行う 23年度扶助別予算(補正後)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活扶助</td> <td>237,639</td> <td>介護扶助</td> <td>16,214</td> </tr> <tr> <td>住宅扶助</td> <td>42,944</td> <td>出産扶助</td> <td>404</td> </tr> <tr> <td>教育扶助</td> <td>3,040</td> <td>生業扶助</td> <td>2,252</td> </tr> <tr> <td>医療扶助</td> <td>317,696</td> <td>葬祭扶助</td> <td>1,296</td> </tr> <tr> <td>施設事務費</td> <td>8,420</td> <td>計</td> <td>629,905</td> </tr> </tbody> </table> <p>今回の補正については、医療扶助のみを30,000,000円の減額をしている。執行状況の12月現在では、予定額を下回っているためである。受診件数はほぼ変わりはないが、入院、外来、特に歯科、調剤分等の診療単価が低くなっているのが主な要因である。</p>	生活保護業務実施方針及び事業計画に基づき支援を行う 23年度扶助別予算(補正後)				生活扶助	237,639	介護扶助	16,214	住宅扶助	42,944	出産扶助	404	教育扶助	3,040	生業扶助	2,252	医療扶助	317,696	葬祭扶助	1,296	施設事務費	8,420	計	629,905
生活保護業務実施方針及び事業計画に基づき支援を行う 23年度扶助別予算(補正後)																									
生活扶助	237,639	介護扶助	16,214																						
住宅扶助	42,944	出産扶助	404																						
教育扶助	3,040	生業扶助	2,252																						
医療扶助	317,696	葬祭扶助	1,296																						
施設事務費	8,420	計	629,905																						

財源の内訳	
分担金	
使用料	
国費	23,883
県費	
市債	
その他	
一般財源	6,117
補正額	30,000
当初予算額	659,905

事業の成果	<p>保護の動向については、平成23年4月1日現在では、世帯数316世帯の458人、保護率13.01%で、県平均では13.76%になっている。</p> <p>平成22年4月1日では314世帯の449人でやや微増であった。平成22年度中における保護の開始・廃止については、開始23世帯、廃止21世帯であった。</p>
-------	---

特定財源の状況	
生活保護費国庫負担金	23,883

事業の目標	<p>保護の適正実施の推進</p> <p>(1)相談、申請、開始段階における助言、指導及び調査の徹底</p> <p>(2)要保護世帯に対する指導、援助</p> <p>(3)扶養能力調査及び扶養履行等の推進</p> <p>(4)稼働年齢層の者のいるケースに対する指導援助</p> <p>(5)不正受給防止対策の推進</p>
-------	--

備考	各扶助費の3/4が国庫負担であるが、法第63条、78条の返還分を充当しているため率に戻らない。
----	---

事業名	予防接種事業	
-----	--------	--

所管課	健康増進課 (健康福祉部)	一般会計予算
-----	---------------	--------

事業の目的	定期予防接種 予防接種の実施によって伝染のおそれのある疾病の発生及び蔓延を予防し、公衆衛生の向上及び増進に寄与する。 任意予防接種 乳幼児の感染症を予防するために、小児用肺炎球菌ワクチン、ヒブワクチン接種料金を助成し、接種勧奨に努め、乳幼児の健康保持・増進に努める。 子宮頸がんを予防するために、ワクチン接種料金を助成し、接種勧奨に努める。	
	区分	区分名
	款	4 衛生費
	項	1 保健衛生費
	目	2 予防費
細目	1 本庁予防費	

根拠条例等	予防接種法 宇陀市インフルエンザ予防接種実施要綱・宇陀市任意予防接種実施要綱
-------	--

総合計画	基本計画 第2章第1節 健康づくりの推進
------	----------------------

事業の概要	定期予防接種事業 接種方法 集団接種:保健センター・学校で実施 個別接種:医療機関で実施 任意予防接種事業 接種方法 個別接種:医療機関で実施 事業名称 小児用肺炎球菌ワクチン予防接種 ヒブワクチン予防接種 子宮頸がん予防ワクチン接種 【予算補正の理由】事業費精査による減額 医薬材料費 2,000,000円 予防接種委託料 440,000円 市外等医療機関予防接種補助金 300,000円 高齢者インフルエンザ委託料 1,600,000円 ヒブワクチン予防接種委託料 3,900,000円 小児用肺炎球菌ワクチン予防接種委託料 6,500,000円	財源の内訳	
		分担金	
		使用料	
		国費	
		県費	5,200
		市債	
		その他	
		一般財源	9,540
		補正額	14,740
		当初予算額	80,370

事業の成果	感染症が蔓延し、大きな被害を受けてきた時代は過ぎ去ったものの、予防接種によって獲得した免疫が感染症の流行を抑制しており、今後も予防接種の接種機会を安定的に確保し、接種率を確保していく必要がある。	特定財源の状況
		任意予防接種県補助金 子宮頸がん等ワクチン接種事業補助金 (1/2補助) 5,200千円

事業の目標	接種率を高め、健康保持・増進に努める。 任意予防接種については、定期接種化に向けて国へ要望していく。
備考	

事業名	美しい森林づくり基盤整備交付金事業
-----	-------------------

所管課	農林課 (農林商工部)
-----	-------------

一般会計予算		
区分	区分名	
款	5	農林水産業費
項	2	林業費
目	2	林業振興費
細目	1	林業振興費

事業の目的	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法において、宇陀市が作成した「特定間伐等促進計画」に基づき、森林所有者等が実施する取組(地球温暖化防止をはじめとする森林の多面的機能の維持増進のための森林整備事業等(例:間伐・作業道開設)を支援するため、予算の範囲内で交付金を交付する。
-------	--

根拠条例等	宇陀市美しい森林づくり基盤整備交付金交付要綱
-------	------------------------

総合計画	第5章 第1節 (5)林業の担い手の育成確保 (6)林産物の加工販売、流通の促進 (7)森林の多面的利用の促進
------	---

事業の概要	<p>森林所有者等が実施した森林整備(間伐、作業道開設)に対し予算の範囲内で事業に係る経費の1/2を補助する。 市では、宇陀市森林組合と室生村森林組合が森林所有者の代理となって交付申請を行っている。</p> <p>【減額の理由】 事業費の確定による。</p>
-------	---

財源の内訳	
分担金	
使用料	
国費	
県費	16,462
市債	
その他	
一般財源	1
補正額	16,461
当初予算額	18,662

事業の成果	<p>全体事業費 4,401千円 うち国庫 2,200千円 所有者負担 2,200千円 一般財源 1千円 事業概要 間伐 A = 16.24ha</p>
-------	--

特定財源の状況
美しい森林づくり基盤整備交付金 16,462

事業の目標	地球温暖化防止をはじめとする、森林の多面的機能の維持増進のための森林整備を支援することを目標とする。
-------	--

備考	
----	--

事業名	社会資本整備総合交付金事業(市道岩室小附本線)
-----	-------------------------

所管課	建設課 (建設部)
-----	-----------

一般会計予算		
区分	区分名	
款	7	土木費
項	2	道路橋梁費
目	3	道路新設改良費
細目	10	社会資本整備交付金事業(岩室小附本線)

事業の目的	国道166号から市道春日野依線までの地域住民の利便性を考慮しつつ、うだ・アニマルパークへのアクセス道路として、また市街地周辺主要道路のバイパスとして、観光アクセス道路として安全かつ円滑な通行を確保するために道路整備を行う。
-------	---

根拠条例等	「道路法16条」(市町村道の管理)[市道の新設、改築、維持、修繕]
-------	-----------------------------------

総合計画	基本計画 第3章第2節 (2)生活道路の整備 道路の安全性・利便性の向上
------	--------------------------------------

事業の概要	「社会資本整備総合交付金事業(国交省)」 全体計画年度 H15～23年度(全体事業費569,000千円) 全体計画の概要 工事延長 L=785m 道路改良工事 道路幅員W=6.75m 歩道幅員W=2.50m 補正額 19,990千円 補正内訳 奈良県との委託契約 16,880千円 用地費 3,110千円 【予算補正の理由】事業精査により、事業額を確定したので減額する。
-------	---

財源の内訳	
分担金	
使用料	
国費	12,000
県費	
市債	8,200
その他	
一般財源	210
補正額	19,990
当初予算額	101,450

事業の成果	宇陀市大宇陀地域内の主要路線である岩室小附本線を整備することにより地域住民及び市内外の利用者の安全性を向上させる。
-------	---

特定財源の状況	
国費	社会資本整備総合交付金 12,000千円
市債	地方道路等整備事業債 9,500千円
減収補てん債	1,300千円

事業の目標	当路線を整備することにより、うだ・アニマルパークや重伝建地区、松山城跡等への観光ルートとしての役割が期待できる。
-------	--

備考	
----	--

事業名		社会資本整備総合交付金事業(市道西峠山辺三線)									
所管課		建設課 (建設部)									
		一般会計予算									
		区分	区分名								
事業の目的	市道西峠山辺三線は、国道365号線及び国道165号線から天満台住宅団地への主要な生活道路であり、歩道部は通園・通学路のルートで、車道部は通勤・通学のバス運行経路の道路である。近年、大型車両等の通行により舗装面の状態が悪く、道路管理者で実施している簡易な補修では対応できない状況であるため道路舗装工事を行う。	款	7 土木費								
		項	2 道路橋梁費								
		目	3 道路新設改良費								
		細目	12 社会資本整備交付金事業(西峠山辺三線)								
根拠条例等		「道路法42条」(道路の維持又は修繕)									
総合計画		基本計画 第3章第2節 (2)生活道路の整備 道路の安全性・利便性の向上									
事業の概要	<p>「社会資本整備総合交付金事業(国交省)」</p> <p>全体計画年度 H22～23年度(全体事業費 80,000千円) 全体計画の概要 工事延長 L = 1,250m 道路舗装工事 道路幅員 W = 6.0m</p> <p>補正額 25,447千円</p> <table border="1"> <tr> <td>補正内訳</td> <td>補正額</td> </tr> <tr> <td>需用費</td> <td>211千円</td> </tr> <tr> <td>使用料及び賃借料</td> <td>136千円</td> </tr> <tr> <td>工事請負費</td> <td>25,100千円</td> </tr> </table> <p>【予算補正の理由】計画路線中に奈良県水道工事計画があり、県との調整の結果、県が舗装復旧施工する分を減額する。</p>	補正内訳	補正額	需用費	211千円	使用料及び賃借料	136千円	工事請負費	25,100千円	財源の内訳	
		補正内訳	補正額								
需用費	211千円										
使用料及び賃借料	136千円										
工事請負費	25,100千円										
		分担金									
		使用料									
		国費	15,000								
		県費									
		市債	10,100								
		その他									
		一般財源	347								
		補正額	25,447								
		当初予算額	25,447								
事業の成果	宇陀市榛原地域内の主要路線である西峠山辺三線を補修整備することによって付近住民の安全性を向上させる。	特定財源の状況									
		国費 社会資本整備総合交付金 15,000千円									
		市債 地方道路等整備事業債 10,100千円									
事業の目標	当課で管理する市道のうち、補修懸案路線の解消。										
備考											

事業名		公共土木施設災害復旧事業(補助分)	
所管課		建設課 (建設部)	
		一般会計予算	
		区分	区分名
事業の目的	災害の速やかな復旧を図り、もって公共の福祉を確保する。	款	10 災害復旧費
		項	1 公共土木施設災害復旧費
		目	1 公共土木施設災害復旧費
		細目	1 本庁公共土木施設災害復旧費
根拠条例等		公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	
総合計画		基本計画 第3章第2節 (2)生活道路の整備 道路の安全性・利便性の向上	
事業の概要	<p>「公共土木施設災害復旧事業(国土交通省)」</p> <p>補正額 91,432千円</p> <p>補正内訳 補正額 委託料 6,560千円 工事請負費 84,872千円</p> <p>【予算補正の理由】事業精査により、事業額を確定したので減額する。</p>	財源の内訳	
		分担金	
事業の成果	市が管理する市道、河川で、異常な自然災害で被災した箇所を復旧し生活の安全を確保する。	使用料	
		国費	62,324
事業の目標	当市で管理する市道、河川の復旧。	県費	
		市債	31,700
備考		その他	
		一般財源	2,592
		補正額	91,432
		当初予算額	20,000
		特定財源の状況	
		国費	
		公共土木施設災害復旧費負担金	62,324千円
		市債	
		現年発生補助災害復旧事業債	31,700千円

事業名	公共土木施設災害復旧事業(単独分)
-----	-------------------

所管課	建設課 (建設部)	一般会計予算
-----	-----------	--------

事業の目的	災害の速やかな復旧を図り、もって公共の福祉を確保する。		区分	区分名	
	款	10	災害復旧費		
	項	1	公共土木施設災害復旧費		
	目	1	公共土木施設災害復旧費		
	細目	2	本庁公共土木施設災害復旧費(単独)		

根拠条例等	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
-------	--------------------

総合計画	基本計画 第3章第2節 (2)生活道路の整備 道路の安全性・利便性の向上
------	--------------------------------------

事業の概要	<p>「公共土木施設災害復旧事業(国土交通省)」</p> <p>補正額 2,600千円</p> <p>補正内訳 補正額 工事請負費 2,600千円</p> <p>【予算補正の理由】事業精査により、事業額を確定したので減額する。</p>	財源の内訳	
		分担金	
		使用料	
		国費	
		県費	
		市債	
		その他	
		一般財源	2,600
		補正額	2,600
		当初予算額	0

事業の成果	市が管理する市道、河川で、異常な自然災害で被災した箇所を復旧し生活の安全を確保する。	特定財源の状況
事業の目標	当市で管理する市道、河川の復旧。	
備考		

事業名	農地・農業用施設災害復旧事業	
-----	----------------	--

所管課	農林課	(農林商工部)
-----	-----	---------

一般会計予算		
区分	区分名	
款	10	災害復旧費
項	2	農林業施設災害復旧費
目	2	農業災害復旧費
細目	1	農業災害復旧費

事業の目的	平成23年9月2日からの台風12号により農地・農業施設に被害が発生したため、その復旧事業を実施する。
-------	--

根拠条例等	
総合計画	

事業の概要	<p>【減額の理由】</p> <p>事業費及び補助率の確定による。</p> <p>・現計予算額 54,000千円 (農地 9箇所 施設 10箇所)</p> <p>・確定後の額 H23現年執行分 15,732千円 (農地 9箇所 8,096千円 施設 7箇所 7,636千円)</p> <p>H23契約繰越分 2,795千円 (施設1箇所)</p> <p>H23未契約繰越分 18,249千円 (施設1箇所)</p> <p>計 36,776千円</p>
-------	--

財源の内訳	
分担金	8,214
使用料	
国費	
県費	4,667
市債	10,000
その他	
一般財源	3,677
補正額	17,224
当初予算額	0

事業の成果	農地、農業用施設を復旧することにより、農地の維持を図るとともに農業経営の安定を図る。
-------	--

特定財源の状況	
農地農業用施設災害復旧費県補助金	4,667千円
農地: 事業費の95.2%	
施設: 事業費の98.8%	
地元分担金	8,214千円
国庫補助金の残額に対して	
農地: 50%	
施設: 35%	
農地農林業用施設災害復旧事業債	10,000千円

事業の目標	早期に復旧することにより、農地の維持を図るとともに農業経営の安定を図る。
備考	

事業名	公債費(利子)	
-----	---------	--

所管課	財政課 (企画財政部)
-----	-------------

一般会計予算		
区分	区分名	
款	11	公債費
項	1	公債費
目	2	利子
細目	1	利子

事業の目的	H22年度起債対象事業の縮小・繰越による起債発行額の減少、借入利率見込みの低下等による利子の縮減。
-------	---

根拠条例等	地方自治法第230条
-------	------------

総合計画	
------	--

事業の概要	<p>H22年度 発行据置利子 41,000千円</p> <p>当初借り入れる地方債を27億円と見込んで支払い利子の予算措置をしていたが、事業繰越等で最終借入額が21億円となったこと等により減額。</p>
-------	--

財源の内訳	
分担金	
使用料	
国費	
県費	
市債	
その他	
一般財源	41,000
補正額	41,000
当初予算額	507,963

事業の成果	起債発行額を年間償還額の2分の1以下に抑えているため、減少傾向にある。
-------	-------------------------------------

特定財源の状況

事業の目標	起債償還の適正な管理に努める。
-------	-----------------

備考	
----	--

事業名	住宅新築資金等貸付事業
-----	-------------

所管課	人権推進課 (市民環境部)	住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
-----	---------------	-------------------

事業の目的	歴史的社会的理由により、生活環境等の安定向上が阻害されている地域の環境改善を図るため、旧町村条例に基づき貸し付けを行なった「住宅新築資金」、「宅地取得資金」及び「住宅改修資金」について、貸し付けを行なった資金を公正で適正かつ効率的に回収する。	
	区分	区分名
	款	2 公債費
	項	1 公債費
	目	1 元金 2 利子
細目	1 元金 1 利子	

根拠条例等	奈良県住宅新築資金等貸付助成事業補助金交付要綱
総合計画	

事業の概要	<p>貸付制度(新築・改修・宅地取得)は、平成13年度で廃止されたが、その後の償還等にかかる事務を行なっている。公正で効率的に償還を進めるため、平成17年1月に設立された奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合に加入し、債権の回収を管理組合が行っており、その会計処理を行うため特別会計で処理している。</p> <p>奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合加入市町村 奈良市・大和高田市・大和郡山市・天理市・橿原市・五條市・御所市・葛城市・宇陀市・山添村・三郷町・川西町・三宅町・田原本町・曾爾村・御杖村・高取町・王寺町・河合町・吉野町</p> <p>貸付金の回収を行っている奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合が資金の借り受け人の破産などによって回収不能と判断した16,005千円余りについて、回収不能額の4分の3を県補助金として11,998千円を受け入れ、残りの4分の1を一般会計から4,008千円繰り入れて精算する。</p>	財源の内訳																	
		<table border="1"> <tr><td>分担金</td><td></td></tr> <tr><td>使用料</td><td></td></tr> <tr><td>国費</td><td></td></tr> <tr><td>県費</td><td>11,997</td></tr> <tr><td>市債</td><td></td></tr> <tr><td>その他</td><td>17,991</td></tr> <tr><td>一般財源</td><td></td></tr> <tr><td>補正額</td><td>5,994</td></tr> <tr><td>当初予算額</td><td>60,504</td></tr> </table>	分担金		使用料		国費		県費	11,997	市債		その他	17,991	一般財源		補正額	5,994	当初予算額
分担金																			
使用料																			
国費																			
県費	11,997																		
市債																			
その他	17,991																		
一般財源																			
補正額	5,994																		
当初予算額	60,504																		

事業の成果	<table border="1"> <caption>改修不納と判断された債権 (単位:千円)</caption> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>件数</th> <th>貸付元金</th> <th>貸付金利子</th> <th>償還額</th> <th>強制執行等</th> <th>未償還額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅改修資金</td> <td>4件</td> <td>3,800</td> <td>602</td> <td>1,588</td> <td></td> <td>2,814</td> </tr> <tr> <td>宅地取得資金</td> <td>1件</td> <td>5,000</td> <td>1,358</td> <td>5,807</td> <td>57</td> <td>494</td> </tr> <tr> <td>新築資金</td> <td>2件</td> <td>11,200</td> <td>3,041</td> <td>1,544</td> <td></td> <td>12,697</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>7件</td> <td>20,000</td> <td>5,001</td> <td>8,939</td> <td>57</td> <td>16,005</td> </tr> </tbody> </table> <p>16,005千円 × 3/4 = 11,998千円 (補助金)</p>	区分	件数	貸付元金	貸付金利子	償還額	強制執行等	未償還額	住宅改修資金	4件	3,800	602	1,588		2,814	宅地取得資金	1件	5,000	1,358	5,807	57	494	新築資金	2件	11,200	3,041	1,544		12,697	計	7件	20,000	5,001	8,939	57	16,005	特定財源の状況
	区分	件数	貸付元金	貸付金利子	償還額	強制執行等	未償還額																														
住宅改修資金	4件	3,800	602	1,588		2,814																															
宅地取得資金	1件	5,000	1,358	5,807	57	494																															
新築資金	2件	11,200	3,041	1,544		12,697																															
計	7件	20,000	5,001	8,939	57	16,005																															
		<p>県補助金(償還推進費補助金) 決算見込額 - 現計予算額 = 補正額 11,998千円 - 1千円 = 11,997千円</p> <p>諸収入(回収管理組合返戻金) 21,999千円 一般会計繰入金 4,008千円</p>																																			

事業の目標	住宅新築資金等貸付金を借受者より回収する。																			
	<p>平成23年度当初債権数 317件</p> <table border="1"> <caption>平成23年度貸付金回収状況 (単位:千円)</caption> <thead> <tr> <th colspan="2">現年度</th> <th colspan="2">滞納繰越</th> <th colspan="2">合計</th> <th rowspan="2">未済額</th> </tr> <tr> <th>調定額</th> <th>収入額</th> <th>調定額</th> <th>収入額</th> <th>調定額</th> <th>収入額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>47,445</td> <td>11,825</td> <td>544,841</td> <td>9,029</td> <td>592,286</td> <td>20,854</td> <td>571,432</td> </tr> </tbody> </table> <p>(平成23年9月30日現在)</p>	現年度		滞納繰越		合計		未済額	調定額	収入額	調定額	収入額	調定額	収入額	47,445	11,825	544,841	9,029	592,286	20,854
現年度		滞納繰越		合計		未済額														
調定額	収入額	調定額	収入額	調定額	収入額															
47,445	11,825	544,841	9,029	592,286	20,854	571,432														
備考																				

事業名	宇陀市立歯科診療所
-----	-----------

所管課	健康増進課 (健康福祉部)
-----	---------------

歯科診療所事業特別会計		
区分	区分名	
款	2	医療費
項	1	医療費
目	2	医薬品及び消耗器材費
細目	4	医薬品及び消耗器材費

事業の目的	<p>旧室生村において、地域内に歯科診療を行う医療機関がないということから開設。 歯科診療所への通所困難者に対して、毎週水曜日の午後半日は、往診診療を行っている。</p>
-------	--

根拠条例等	宇陀市立歯科診療所設置条例・管理運営規則
-------	----------------------

総合計画	基本計画 第2章 第2節 地域医療体制の充実
------	------------------------

事業の概要	<p>【予算補正の理由】</p> <p>歯科診療所患者数の増加に伴い、歯科治療に使用する医療用消耗器材及び医薬品の使用量が増加したため。</p> <p>平成22年度患者数 4,091名 平成23年度患者数(見込) 4,500名 平成23年12月末現在 3,381名、平成22年12月末現在の患者数は3,096名であり、前年比約300名の増加。</p> <p>執行見込額 - 現計予算額 = 補正予算額 3,278千円 - 2,978千円 = 300千円</p>
-------	---

財源の内訳	
分担金	
使用料	
国費	
県費	
市債	
その他	300
一般財源	
補正額	300
当初予算額	2,628

事業の成果	
-------	--

特定財源の状況	
外来収入	
社会保険診療収入	100千円
一部負担金	50千円
介護保険診療収入	150千円

事業の目標	医療過疎地域における歯科医療体制の充実 高齢化社会における安心・安全の地域づくりの推進
-------	--

備考	
----	--

事業名	簡易水道事業(総務管理費)		
所管課	水道局総務課 (水道局)	簡易水道事業特別会計予算	
事業の目的	水道法の規定に基づき、宇陀市においても水道事業を実施。給水人口13,244人(平成23年12月)の加入者に安心・安全・安定した飲料水の供給を目指して、水道施設の管理・運営を行っている。	区分	区分名
		款	1 総務費
		項	1 総務管理費
		目	1 総務管理費
細目	1 総務管理費		
根拠条例等	「宇陀市簡易水道事業等に関する条例」「宇陀市簡易水道事業給水条例」		
総合計画	基本計画 第3章 第4節 上下水道の整備		
事業の概要	<p>【工事請負費】 経費の節減を目指し当初請負契約による施工を予定していたが、材料購入で修繕を行ったことにより減額。 2,200千円</p> <p>【積立金】 財源となる県補助金が減額。 1,280千円</p> <p>【公課費】 平成22年度の決算で特定収入が減少したため、納付すべき消費税額が減少。 2,500千円</p> <p>【補正額合計】 5,980千円</p>	財源の内訳	
		分担金	
		使用料	
		国費	
県費	1,280		
市債			
その他	3,100		
一般財源	1,600		
補正額	5,980		
当初予算額	305,271		
事業の成果	今後も健全経営を目指して経費の節減に取り組む。	特定財源の状況	
事業の目標		県費	
		簡易水道事業整備補助金	1,280千円
備考		施設基金繰入金	
			3,100千円

事業名	簡易水道事業(施設整備費)	
-----	---------------	--

所管課	水道局総務課 (水道局)
-----	--------------

簡易水道事業特別会計予算		
区分	区分名	
款	1	総務費
項	2	施設整備費
目	1	施設整備費
細目	10	施設整備費

事業の目的	<p>【宇陀市第5受水池施設建設】 奈良県水道局は、平成26年度に室生大野・三本松へ県営水道を送ることが現実となったことから、室生川の水利権が消滅する暫定水利であること、内山浄水場の老朽化に伴う大改造をする必要がなくなったこと等により、三本松に受水池を建設し県営水道に水源を変更し、古大野飲料水供給施設と統合することとした。</p> <p>【県道榛原菟田野御杖線拡幅に伴う送水管移設工事】 宇陀土木事務所は、県道榛原菟田野御杖線拡幅工事を平成23年1月に発注したが、拡幅部分で岩崎浄水場から配水池へ送る管が支障となったことから、仮設した後に本工事を行い、工事完了後、送水管敷設する補償工事を実施。</p>
-------	--

根拠条例等	「宇陀市簡易水道事業等に関する条例」「宇陀市簡易水道事業給水条例」
総合計画	基本計画 第3章 第4節 上下水道の整備

事業の概要	<p>【宇陀市第5受水池施設建設に伴う実施設計業務】 事業費確定による減額。 13,920千円 14社による指名競争入札を行い、その結果、落札率29.1%と低価格契約となり執行残が発生したため。</p> <p>【県道榛原菟田野御杖線拡幅に伴う送水管移設工事】 事業費確定による減額。 1,142千円</p> <p>【補正額合計】 15,062千円</p>
事業の成果	<p>【宇陀市第5受水池施設建設】 宇陀川と室生川を原水として内山浄水場で水をつくり、三本松配水池にポンプ加圧して溜めている。これを県営水道の水源に切り替えることにより浄水場の運転経費及び維持管理経費削減につながる。 古大野飲料水供給施設においても、この給水区域と統合することにより、室生中央簡易水道区域として安全・安心な水が安定的に供給することが可能となる。</p> <p>【県道榛原菟田野御杖線拡幅に伴う送水管移設工事】 移設補償のため成果としては、現状のままでは進捗はないが、送水管を耐震化することができた。</p>
事業の目標	<p>【宇陀市第5受水池施設建設】 簡易水道各施設の維持管理経費の削減</p> <p>【県道榛原菟田野御杖線拡幅に伴う送水管移設工事】 岩崎浄水場から配水池へ送る管が、県道榛原菟田野御杖線の拡幅に伴い、移設する必要が発生した。</p>
備考	

財源の内訳	
分担金	
使用料	
国費	3,602
県費	
市債	10,400
その他	3,093
一般財源	2,033
補正額	15,062
当初予算額	132,976

特定財源の状況	
国費	
簡易水道事業整備補助金	3,602千円
市債	
簡易水道事業債	1,200千円
過疎対策事業債	17,600千円
辺地対策事業債	6,000千円
簡易水道施設基金繰入金	794千円
雑入(県受託金)	2,299千円

事業名	簡易水道事業(公債費)
-----	-------------

所管課	水道局総務課 (水道局)
-----	--------------

簡易水道事業特別会計予算		
区分	区分名	
款	2	公債費
項	1	公債費
目	2	利子
細目	1	利子

事業の目的	国の法律(水道法)に基づき、宇陀市においても水道事業を実施、未普及地域解消及び施設充実のために起こした起債の償還を行っている。
-------	---

根拠条例等	「宇陀市簡易水道事業等に関する条例」「宇陀市簡易水道事業給水条例」
-------	-----------------------------------

総合計画	基本計画 第3章 第4節 上下水道の整備
------	----------------------

事業の概要	起債償還金の利率が減少したことによる補正。 公債費(利子) 500千円
-------	--

財源の内訳	
分担金	
使用料	
国費	
県費	
市債	
その他	
一般財源	500
補正額	500
当初予算額	70,927

事業の成果	
-------	--

特定財源の状況

事業の目標	整備事業を償還額を上回らないよう計画的に実施し、起債残高の減少に努めていく。
-------	--

備考	
----	--

事業名	下水道事業(社会資本整備総合交付金事業)
-----	----------------------

所管課	下水道課 (水道局)
-----	------------

下水道事業特別会計予算		
区分	区分名	
款	1	下水道費
項	2	公共下水道建設費
目	1	公共下水道建設費
細目	1	公共下水道・補助

事業の目的	効率的施設計画策定業務 現行の下水道計画区域を見直す。 天満台地区長寿命化計画策定業務 老朽化及び不明水対策を講じ、計画的な補修で管理費の低減を図る。 古市場7-135号枝線工事 下水道管布設整備により供用可能箇所の拡大を図る。 マンホール鉄蓋取替工事 緊急輸送路内において補修を要する鉄蓋を優先的に補修する。
-------	--

根拠条例等	社会資本整備総合交付金交付要綱
総合計画	基本計画第3章第4節 下水道の整備 下水道施設整備

事業の概要	変更後 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>委託料</td> <td>7,088</td> </tr> <tr> <td>工事請負費</td> <td>16,412</td> </tr> </table> <p>「社会資本整備総合交付金事業(国交省)」 効率的施設計画策定業務 全体計画年度 H23年度 全体計画の概要 効率的な施設計画の見直し A=1,025.4ha 975.1ha 天満台地区長寿命化計画策定業務 全体計画年度 H22~30年度 全体計画の概要 計画策定業務A=5.26ha 古市場7-135号枝線工事 全体計画年度 H20~H23年度 全体計画の概要 実施設計及び布設管工事 L=250.0m汚水管 =200mm H23年度 L=120m マンホール鉄蓋取替工事 全体計画年度 毎年 全体計画の概要 毎年15箇所程度</p>	委託料	7,088	工事請負費	16,412
委託料	7,088				
工事請負費	16,412				

財源の内訳	
分担金	
使用料	
国費	3,400
県費	
市債	3,500
その他	
一般財源	400
補正額	6,500
当初予算額	30,000

事業の成果	効率的施設計画策定業務 計画区域内にあり下水道事業が進捗していない区域に対し、浄化槽の補助金対応が可能になり、汚水処理の範囲が拡大される。 天満台地区長寿命化計画策定業務 既設管路が長寿命化する。 古市場7-135号枝線工事 供用可能区域が拡大する。 マンホール鉄蓋取替工事 緊急輸送路の安全性が向上した。
-------	--

特定財源の状況	
国費	
社会資本整備総合交付金	3,400
市債	
公共下水道債(補助)	3,800
過疎対策債(補助)	600
公共下水道債(単独)	300

事業の目標	効率的施設計画策定業務 浄化槽設置の補助金対応が可能になり水質が保全できる。 天満台地区長寿命化計画策定業務 事故の未然防止及びライフスタイルコストの最小化を図りつつ水質を保全する。 古市場7-135号枝線工事 供用可能区域を拡大できる。 マンホール鉄蓋取替工事 安全性の向上と事故防止を図る。
備考	

事業名	下水道事業(公債費)	
-----	------------	--

所管課	下水道課	(水道局)
-----	------	-------

下水道事業特別会計予算		
区分	区分名	
款	2	公債費
項	1	公債費
目	2	利子
細目	1	利子

事業の目的	市債償還利子	
-------	--------	--

根拠条例等	
総合計画	

事業の概要	変更後 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>市債償還金利子</td> <td style="text-align: right;">150,066</td> </tr> <tr> <td>一時借入金利子</td> <td style="text-align: right;">200</td> </tr> </table> 市債償還金利子の内訳 ・公共下水道事業債 125,447千円 ・流域下水道債 10,281千円 ・特定環境保全公共下水道債 14,338千円		市債償還金利子	150,066	一時借入金利子	200
市債償還金利子	150,066					
一時借入金利子	200					
事業の成果						
事業の目標						
備考						

財源の内訳	
分担金	
使用料	
国費	
県費	
市債	
その他	6,291
一般財源	4,527
補正額	1,764
当初予算額	152,030

特定財源の状況	
一般会計繰入金	6,291千円

事業名	上水道事業(高井配水池系・山路配水池系水道未普及地解消事業)
-----	--------------------------------

所管課	水道局総務課 (水道局)
-----	--------------

水道事業特別会計予算		
区分	区分名	
款	1	資本的支出
項	1	建設改良費
目	2	水道建設事業費
細目	2	工事請負費

事業の目的	<p>【第5ブランチに伴う給配水管移設工事設計業務】 室生受水池への県水送水管埋設工事に伴う市水管移設補償工事を施工することにより、管(耐震管)更新が実施できる。</p> <p>【高井配水池系・山路配水池系給配水管工事】 高井配水池及び山路配水池系水道未普及地域は、井戸または取り水により生活用水としている。 渇水期になると枯渇する井戸もあり、安定した水量、水質が得られず生活に苦慮している状況にあり、本事業を実施することにより安心、安全な水が安定した水量が確保でき生活基盤の改善が図られる。</p>
-------	--

根拠条例等	水道法15条
-------	--------

総合計画	基本計画 第3章 第4節 上下水道の整備
------	----------------------

事業の概要	<p>【第5ブランチに伴う給配水管移設工事設計業務】 委託費外部発注せず職員の手により実施したことにより減額 5,900千円</p> <p>【高井配水池系・山路配水池系給配水管工事】 事業費確定による減額 20,649千円</p> <p>【補正額合計】 26,549千円</p>
-------	---

財源の内訳	
分担金	3,900
使用料	
国費	6,154
県費	
出資債	7,000
企業債	7,000
留保資金	2,495
補正額	26,549
当初予算額	237,500

事業の成果	<p>【第5ブランチに伴う給配水管移設工事設計業務】 塩化ビニール管から耐震管へ管更新できた。</p> <p>【高井配水池系給配水管工事】 平成24年度に管理設工事を実施し、平成25年度に舗装本復旧すると当給水区域は事業完了となり、生活基盤の改善が図られ、公衆衛生の向上がみられた。</p>
-------	---

特定財源の状況	
工事負担金	3,900千円
国庫補助金	6,154千円
出資債	7,000千円
企業債	7,000千円

事業の目標	<p>【第5ブランチに伴う給配水管移設工事設計業務】 平成26年度に大野・三本松・古大野給水区域に、県水を供給するための移設補償工事。</p> <p>【高井配水池系給配水管工事】 平成10年度に事業認可を得て以来、高井、赤埴甲地区、赤埴乙地区、八滝、自明へと水道管を延長し、平成25年度に桧牧悠楽苑まで施設整備を実施すれば事業完了となり、この高井配水池系給水区域の市民が、安心して安全な水が安定的に供給できる施設整備区域となる。</p>
-------	--

備考	
----	--